



**人口減少・高齢化社会化の
観点と多摩地域の課題・
多摩支部の使命について**

1 減る人口と増える高齢者割合

国立社会保障・人口問題研究所が発表した2030年の人口構成を見てみると、高齢化の流れは更に進み、2030年における日本の総人口予測は約1億1,912万人と減少するうえに、その内の31.1%に当たる約3,715万人が65歳以上の高齢者となります。

また、内閣府によると、人口急減・超高齢化に向けた現状のままの流れが継続していくと、2014年には約6,587万人いた労働力人口は2030年には約5,683万人しかなくなります。

更に、東京都によりますと、東京の人口そのものも地区別で見ると、区部（23区）の総人口は、2025年に約979万人に達してピークを迎えますが、都下（多摩・島しょ）の総人口は、一足早く、2020年に約426万人でピークを迎えてしまいます。

ちなみに、いわゆる「都心3区」と呼ばれる「千代田区」「中央区」「港区」は、2040年まで人口増加が続くそうですから、都下とはピークが20年違うことになります。

都心部は人口が増えるといっても、それは地方圏から東京圏への人口移動によるものです。ただし、地方圏以上に出生率が低い東京圏への人口流入が続いていくと、超高齢化の

進行に拍車をかけていくこととなり、都心部の高齢化が急速に進行していきます。

人口が集中する都心部で超高齢化が進行すると、多数の高齢者が所得や資産はあっても医療・介護が受けられない事態を招きかねないと危惧されています。

さて、多摩地域ですが、人口ピークの2020年とは、要するに、東京オリンピック・パラリンピックが開催される今年です。

同じ東京とは言っても、これほど違いがあります（更に細分化してみれば、多摩地域内にも人口減少・高齢化の程度差はあります）。

2 多摩支部に期待されていること

既述のとおり、多摩支部の人口減・高齢化問題は社会現象として、多少の時間的差異はあるかもしれませんが、確実に到来する問題です。人口減少から出てくる問題は、地価下落と空き家増加であり、高齢化から出てくる問題は、成年後見をはじめとする後見問題です。

更に、労働力減少に伴う労働力確保の観点からは、外国人問題も重要です。

(1) 空き家問題対策

既にいくつかの自治体からも相談が寄せられていたり、あるいは、当会からの情報提供もあったりしてその予兆を感じさせますが、空き家問題が増加することが予想されます。

多摩支部においては、既に自治体連携WG（ワーキンググループ）があるほか、財産管理人問題

WGが立ち上げられており、今後の空き家問題増加に対応すべく、協議・研究を進めています。

空き家対策特別措置法（空家等対策の推進に関する特別措置法）が制定されており、空き家（「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地」を言う）のうち、特定空家に指定されると、空き家に対して勧告に留まらず、命令としての指導が行われ、状況によっては過料や行政代執行が可能です。

また、所有している空き家が特定空家として指定されたのち、指導を受けたにもかかわらず空き家の状態が改善されない場合、国から勧告が出され、固定資産税の住宅用地特例から除外されて、高額の固定資産税が課せられるようになっていきます。

ただし、所有者に資力があれば、これらの措置も効果はあるかもしれませんが、資力に乏しい所有者であれば、改善しようにもお金がないからどうにもならないと訴えられるだけの話です。

そもそも、何故、空き家が発生するのかを考えてみれば、価値の低い土地であることが問題なのです。

地価の高い土地であれば、業者は空き家付きの土地として、喜んで買ってくれます。そして、速やかに解体して、更地で転売するなり、戸建てを建てて売却するなりして終了です。

所有者にも売却代金が入り、業者も利益を得られて、関わる弁護士もきちんと費用（報酬）を得ることができ、めでたしめでたしになるはずですが。

そうはならないのは、解体費用を考慮したら、むしろ経済的にはマイナスになる土地があるからなのです。

地価に比して、費用がかかるために手が付けられないでいる空き家（売却や賃貸化するだけの市場性がない空き家）の対策は非常に難しいものがあります。

しかも、多摩地域の各自治体も財政の厳しいところが多く、特定空家を代執行でどんどんきれいに解体していくほどの財力はなさそうです。

この問題への対応は、これからの多摩地域

における重要な課題です。

(2) 高齢者（後見等）問題対策

多摩地域には、特別養護老人ホームは200以上もあり、東京の中でも、多摩地域は、まとまった広さの土地が都心部に比べて安く購入できるという事情も相まって、今後も施設の数が増えていくものと思われます。

多摩支部の高齢者・障害者の権利に関する委員会は、成年後見等の後見問題につき「高齢者・障がい者 専門法律相談」を設置して、後見にまつわる市民の相談を受付けています。

後見人名簿の整備に当たっては、後見人の研修を行い、後見人候補者の層を厚くしていくことが重要との観点から、要件研修について、多摩支部においても研修を受けやすくする等の取り組みを進めています。

ただし、比較的、老後資金に余裕のある方の成年後見であれば、弁護士も適正な後見人報酬を得ながら、後見業務を行うことが可能ですが、資産に乏しい方の後見をどのように図っていくかは、お金の問題であり、なかなか難しいところです。

(3) 外国人問題対策

多摩地域にも約8万人の外国人が住んでいますが、東京23区の約46万人と比べれば、はるかに及びません。

23区の方が仕事があるとか、既に同国人がいるから安心である等の理由もあるかもしれませんが、確実に訪れる人口減少と過疎化・空洞化を考慮するのであれば、今後は多摩地域も、日本人はもちろん、外国人にとっても住みやすい地域となっていかなければなりません。

多摩支部が多文化共生PTを立ち上げ、各自治体に対しても、外国人専門相談の広報に努めるなどしたところ、外国人専門相談の申込み・利用は確実にその数を増やしています。

ただし、問題は、多言語化にどこまで対応できるかです。原則として通訳が必要ですし、パンフレットも英語版のみならず、中国語版も作成しましたが、ベトナム語やスペイン語等のニーズもあります。相談受けのマンパワーの問題もあり、外国人専門相談の充実化はまだまだ途上の段階です。 ■